## 令和7年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(金融庁総合政策局総合政策課)

項目	名	金融所得課税の一体化(金融商	<b>商品に係る損益通算範囲</b>	回の拡大)
税	目	所得税		
要	「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。  1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。  2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。  3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。			
望				
Ø	また、暗号資産取引に係る課税上の取扱いについて検討を行うこと。			
内				
			平年度の減収見込額	▲7,860 百万円
容			(制度自体の減収額)	( 一百万円)
			(改正増減収額)	( 一百万円)

## (1) 政策目的 新 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供 給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることで経済成長 設 を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといっ た経済の好循環の維持・拡大を図ること。 拡 (2) 施策の必要性 充 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託な 又 どの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、 限定的である。 は こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投 延 資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資 の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につ 長 ながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備(損益 を 通算の拡大)を進めていく必要がある。 なお、暗号資産取引に係る課税上の取扱いについては、暗号資産を国民の投 必 資対象となるべき金融資産として取り扱うかなどの観点を踏まえ、検討を行っ 要 ていく。 لح す る 理 由 今 政策体系 における 回 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供 を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 政策目的の の 位置付け 要 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること 望 政策の で、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経 済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済 達成目標 の好循環の維持・拡大すること。 合 租 租税特別措 玾 税 恒久措置とすること。 置の適用又 特 性 は延長期間 別 同上の期間 政策の達成目標と同じ。 措 中の達成 標 目 置 政策目標の に 達成状況 関 望 要 の 連 デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。 り有 措置の す 適用見込み

		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。  ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引:94万口座(日本証券業協会調べ) ・株式取引:1,531万口座(証券保管振替機構「株式等振替制度株式5 属性別株主数」)
		当該要望項 目以外の税 制上の措置	なし
	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
	性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置 の 妥 当 性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である
	これまでの	租税特別 措 置 の 適用実績	_
の租税特別措置		租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
事項	の適用実績と対	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
事項 これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する		前回要望時 の達成目標	_

前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	_
これまでの 要 望 経 緯	平成 17 年度からの継続要望。